

“寝屋川モデル”

いじめゼロに向けた新アプローチ

寝 屋 川 市

教育的アプローチ

(学校・教育委員会による通常のいじめ対応)

行政的アプローチ

(市長部局「監察課」によるいじめ対応)

教育的な指導による

「人間関係の再構築」

目 的

いじめを人権問題として捉え

「いじめの即時停止」

いじめられている側・いじめている側
⇒ 教職員にとって共に大切な児童・生徒

対 象

被害児童・生徒、加害児童・生徒の概念を用いる

ほとんどのいじめ事案が解決

メリット

- ・ 短期間で判断・停止
- ・ 児童と教職員の問題にも対応
- ・ 独自データに基づく「是正勧告」の実施

- ・ 「人間関係の再構築」に長期間を要する
- ・ 児童と教職員の問題への対応が困難

デメリット

「人間関係の再構築」が困難

国が定めるいじめ防止対策推進法や基本方針に基づき対応
(法に基づくいじめの認定)

対 応

独自に収集した 1 次データに基づき対応
(独自の基準によるいじめの認定)

2つのルート(教育的・行政的アプローチ)を”並走”させる意義

① ダブルチェック

- 第三者的視点でいじめ対応の不備をチェック
- 第三者的視点で事後の検証を実施

② 2つの選択肢を提示

- 目的の違う2つのルートを提示することで、相談者が望む形の対応を選択できる
- 別のルートを確保することで、教職員等との問題にも対応が可能

③ 役割分担

- 教職員の負担軽減
- 専門的な対応が可能

どちらか1つのルートのみを強化してもデメリットの解消にならない



各種対策を打ってきたにもかかわらず、長年いじめ問題が繰り返されてきた原因の一つ

いじめ対応の三権分立

法的アプローチ

賠償請求などの民事訴訟や刑事告訴の支援、弁護士費用を補助

三権分立

行政的アプローチ【行政】

人権問題としてのいじめ

教育的アプローチ【教育】

教育的問題としてのいじめ

いじめ問題

法的アプローチ【司法】

法的問題としてのいじめ

いじめ問題を教育・行政・司法の側面から捉え、各々の役割を果たしながらいじめに対応

3段階アプローチ

	主 体	対象の概念	目 的	課 題
第1段階 教育的 アプローチ	・学 校 ・教育委員会	教育・指導の対象としての児童	人間関係の再構築	長期間を要する
第2段階 行政的 アプローチ	市 役 所 監 察 課	被 害 児 童 ・ 加 害 児 童 の 概 念 を 用 い た 対 応	事態の早期收拾	人間関係の再構築
第3段階 法 的 アプローチ	・弁護士 ・警 察 ・裁判所	法 的 手 続 の 当 事 者 (原 告 ・ 被 告 等)	・責任の追及 ・損害の回復	人間関係の再構築

攻めの情報収集

「攻めの情報収集」として、毎月1回、市立の全児童・生徒にいじめ通報促進チラシを配布



いじめの情報収集（早期発見） + いじめの抑止効果

中学生の皆さんへ

求めます、あなたの情報！

あなたが感じた「いじめ」について、この手紙で教えてください！

この手紙の他に、こんな相談方法もあります。

メール	フリーダイヤル	市公式アプリ	LINE
メールアドレス kansatsu@city. neyagawa.osaka.jp	0120-7830-66 午前9時00分～ 午後5時30分 ※月曜日から金曜日（祝日除く）	24時間いつでも通報が 可能	QRコードを読み取り、 いつでも相談予約が可能

市役所監察課が、あなたのお話を聴きにいきます

さりとて	さりとて のりしろ（内側に貼る）
「いじめ」かも？と思った「あなた」へ あなたの情報をこの手紙で送ってください ※氏名などの記入は自由です	※あなたの周りのいじめについて、知っている ことを書いてください 1. そのいじめはいつ、どこでありましたか？ （いつ） （どこで） 2. 誰が、誰をいじめていましたか？ （誰が） （誰を） 3. どんなことをしていましたか？
氏名 _____ 学校名 _____ 中学校 クラス _____ 年 _____ 組 あなたへの連絡方法（○をしてください） 電話・面談・その他（ ） 電話の場合、あなたの携帯電話 _____ その他連絡がとれる電話番号 _____ その他 _____	
【いじめフリーダイヤル】 いじめについて、相談したいことがあれば、いつでも 電話してください。（℡ 0120-7830-66） 午前9時00分～午後5時30分 月曜日から金曜日（祝日除く）	

警告 監察課は、いじめを絶対に許しません。
手紙を受けた時点で、動きます。

あなたが「嫌だ」と感じたら、それはいじめです！

新学期が始まりましたが、悩んでいることはありませんか？
困っていること、気になることがあったら、この手紙に書いて送ってください。
周りの人に相談しにくいことや、一人で抱え込んでいることがあれば
一度、監察課に相談してみませんか？

※このチラシは寝屋川市立の小中学校に通う皆さんに配っています

手紙の送り方

- ①手紙を切り取ります。
- ②うら面に氏名、学校名、クラス等を記入します。
- ③「のりしろ」部分
にのりをつけ、
手紙を折って貼り
付けてください。
- ④切手を貼らずに郵便ポストへ入れてください。

寝屋川市立
危機管理部
監察課
行

寝屋川市
本町一番一号

363

〒599-8501
寝屋川市本町一番一号
危機管理部 監察課
（受付時間：午前9時00分～午後5時30分 月曜日から金曜日（祝日除く））